

令和2年第3回西予市教育委員会定例会 会議録

I 開会の月日及び場所

令和2年3月24日(火)

西予市教育保健センター4階 第二研修室

II 定数

5人

III 出席者

教育長	松川 伸二	委 員	樋口 美和
委 員	平岡 長治	委 員	古谷 和彦
委 員	酒井 郁子		

IV 欠席者

なし

V 議事に出席した公務員の職氏名

教育部長	宇都宮 裕	教育総務課長	垣内 俊樹
学校教育課長	富永 達也	生涯学習課長	竹内 克之
スポーツ・文化課長	谷口 佳代	明浜教育課長	浜田 喜基
野村教育課長	岡上 昌造	城川教育課長	久保田 修
三瓶教育課長	滝野 広明	教育総務課長補佐	麓 寿春
教育総務課主査	稻口 智博		

VI 傍聴者

なし

VII 会議の概要

1 開会

教育長 午後2時開会を宣する。

2 会議録の承認

教育長 令和2年第2回教育委員会定例会会議録について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 第2回教育委員会定例会会議録を承認する旨宣する。

教育長 令和 2 年第 1 回教育委員会臨時会会議録について意見を求める。

平岡委員 会議録の修正箇所を指摘する。

教育長 修正する旨答える。

修正した令和 2 年第 1 回教育委員会臨時会会議録の承認について
諮る。

全委員 異議ない旨答える。

教育長 修正した第 1 回教育委員会臨時会会議録を承認する旨宣する。

3 行事報告及び行事予定について

教育長 各小中学校の卒業式について、新型コロナウィルス感染症拡大防
止のため、時間短縮と規模縮小をして実施することとしている。中學
校の卒業式は 17 日に、小学校は明日予定している惣川小学校と大野
ヶ原小学校を除く、10 校の卒業式が本日午前中に行われ、無事、滞
りなく行われたことを報告する。

4 月行事予定について報告を求める。

教育総務課長 4 月行事予定について報告する。併せて令和 2 年第 4 回教育委員会
定例会の日程について、4 月 28 日（火）午後 3 時から開催する旨提
案する。

教育長 報告のあった 4 月行事予定は現時点での予定である。新型コロナ
ウィルス感染症の状況が日々変わっており、諸行事の開催につ
いては、中止又は延期、あるいは規模縮小、時間短縮等で行うなど、逐次
方針を決めていきたい旨述べる。

平岡委員 4 月 10 日開催の第 1 回研修会の出席について確認する。

学校教育課長 第 1 回研修会の出席について答える。

教育長 令和 2 年第 4 回教育委員会定例会の開催日程について意見を求
める。

全委員 特になし。

教育長 令和 2 年第 4 回教育委員会定例会を 4 月 28 日（火）午後 3 時から
開催する旨宣する。

4 議案

○議案第 2 号 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定につ
いて

教育長 事務局の説明を求める。

生涯学習課長 西予市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定につ
いて説明する。

教育長 原案について意見を求める。

平岡委員 これまで県人権教育協議会西予支部長は教育長となっていたが、

	組織改編により、人権教育が市長部局となった後の県人権教育協議会西予支部長について問う。
生涯学習課長	所管が市長部局となるため、教育長は支部長から外れることになる。組織改編後の支部長は、県人権教育協議会西予支部で協議を進める旨答える。
教育長	人権対策と人権教育が一体となり、市長部局に組織を設置している市町のほとんどでは、市長が支部長になっている旨述べる。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第3号	西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
教育総務課長	西予市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第4号	西予市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
学校教育課長	西予市公立学校管理規則の一部を改正する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
平岡委員	臨時的な特別の事情の判断について、どのようなことが臨時的な特別の事情と想定されるのか問う。
学校教育課長	状況によるが、突発的な事案の対応、生徒指導上の対応などの特別な状況を想定している旨答える。
平岡委員	業務内容が、臨時的な特別の事情に該当するかしないかを教育委員会が判断し、学校へ伝えることが必要になると思う。その都度、考えることになるとは思うが、適正に判断していただきたい旨述べる。
教育長	適切に規則運用していく旨述べる。
	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。

○議案第 5 号	西予市外国語指導助手任用規則を廃止する規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
学校教育課長	西予市外国語指導助手任用規則を廃止する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
古谷委員	ALT について、待遇などにおいてこれまでと変更があるのか問う。
学校教育課長	これまでと大きく変更になる部分はない。市における会計年度任用職員に関する条例制定を受け、特に ALT に必要と思われる部分については、説明のとおり、訓令で教育委員会が定めることとしている旨答える。
平岡委員	ALT への説明には英語での資料を作成しているのか問う。
学校教育課長	ALT へは、別途、市で雇用している外国語指導助手を介して、詳細の説明を行っている旨答える。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 6 号	西予市社会教育指導員の服務規則を廃止する規則制定について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市社会教育指導員の服務規則を廃止する規則制定について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 7 号	西予市社会教育委員の委嘱について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市社会教育委員の委嘱について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
○議案第 8 号	西予市公民館長の任命について
議案第 9 号	西予市公民館分館長の任命について
議案第 10 号	西予市公民館分館主事の任命について

教育長	一括で事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市公民館長の任命について、西予市公民館分館長の任命について、西予市公民館分館主事の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	議案第 8 号について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
	議案第 9 号について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
	議案第 10 号について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
議案第 11 号	西予市図書交流館長の任命について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市図書交流館長の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
議案第 12 号	西予市図書館協議会委員の任命について
教育長	事務局の説明を求める。
生涯学習課長	西予市図書館協議会委員の任命について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。
全委員	全員挙手する。
教育長	挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
議案第 13 号	西予市文化財保護審議会委員の委嘱について
教育長	事務局の説明を求める。
スポーツ・文化課長	西予市文化財保護審議会委員の委嘱について説明する。
教育長	原案について意見を求める。
全委員	特になし。
教育長	原案について賛成の委員の挙手を求める。

- 全委員 全員挙手する。
- 教育長 挙手全員であるため、原案のとおり可決決定する旨宣する。
- 5 協議・報告事項
- 教育長 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について報告を求める。
- 野村教育課長 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について説明し、令和2年第1回西予市議会定例会に上程し議決されたことを報告する。
- 教育長 報告事項について意見を求める。
- 平岡委員 大和田公民館と貝吹出張所について、同じ建物であるのに別の名称とした理由について問う。
- 野村教育課長 大和田地域とは、蔵良、阿下、貝吹、釜川の4つの地区のことである。現在の公民館業務は、貝吹地区の業務が約半分、大和田地域の業務が約半分となっている。
- 名称について、貝吹地区の方は、貝吹公民館の名称が慣れておられる。蔵良、阿下、釜川地区の方については、これまで公民館が大和田センターという名称でセンター機能も有していたため、その名称に慣れておられ、大和田という名称も残したいという希望もあった。
- また、地域づくり交付金事業の実施主体は、旧大和田小学校校区のむらおこし団体となっており、今後、公民館が地域づくり活動センターに移行するという方向性の中で、公民館の名称を大和田公民館に変更した。これに関しては、貝吹地区の区長会及び貝吹公民館運営審議会にて承認をいただいている旨答える。
- 平岡委員 公民館、出張所ともに同じ地域の管轄をしているのかを問う。
- 野村教育課長 異なっている旨答える。
- 教育長 阿下、釜川地区の民生委員、消防団、財産区などの行政分野の管轄は、野村地域の管轄となる。行政分野での貝吹出張所の管轄は、旧貝吹村の地域を管轄している。そのため、同じ建物であるが別々の名称とした。旧大和田小学校校区を母体として、地域づくり交付金事業などの活動がされているという実態がある。大和田地域の皆様のご意見を踏まえた上で、公民館の名称を大和田公民館とした旨述べる。
- 教育長 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について報告を求める。
- スポーツ・文化課長 西予市乙亥の里条例の一部を改正する条例制定について説明し、令和2年第1回西予市議会定例会に上程し議決されたことを報告する。

- 教育長 報告事項について意見を求める。
全委員 特になし。
- 教育長 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について報告を求める。
- 生涯学習課長 西予市社会教育指導員設置条例を廃止する条例制定について説明し、令和2年第1回西予市議会定例会に上程し議決されたことを報告する。
- 教育長 報告事項について意見を求める。
全委員 特になし。
- 教育長 令和元年度一般会計補正予算の概要について説明を求める。
- 教育総務課長 令和元年度一般会計補正予算の概要のうち教育委員会に関する内容について報告する。
- 平岡委員 小中学校の空調設備設置工事は、今年度末までに完了するのかを問う。
- 教育総務課長 宇和町小学校と宇和中学校のみ、令和2年度に繰越となるが、夏までに完了予定である旨答える。
- 教育長 暫時休憩する旨宣する。(休憩 午後3時10分)
- 教育長 再開を宣する。(再開 午後3時20分)
- 6 その他
- 教育長 令和2年第1回西予市議会定例会一般質問について説明を求める。
- 教育部長 令和2年第1回西予市議会定例会一般質問のうち教育委員会に関する質問内容及びそれに対する答弁の要旨を報告する。
- 全委員 特になし。
- 教育長 新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する市教育委員会の対応状況について、事務局に報告を求める。
- 教育総務課長 新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する市教育委員会の対応状況について報告する。
- 教育長 報告について、補足説明する。
- 樋口委員 運動場などの屋外の体育施設が使用できないことが周知できていなかったようであったので、今後の周知方法について、検討してもらいたい。
また、小中学生の保護者へのメール配信で、子どもたちの運動場使用について周知してもらったことで、三瓶では、運動場を使用する子どもたちが増えており、非常に良かったと思う旨述べる。
- 平岡委員 団体利用や専用利用は、土日も含めて認めていないのか問う。
- 教育長 そのとおりである旨答える。

新型コロナウィルス感染症拡大防止に関する市教育委員会の今後の対応について、事務局に説明を求める。

学校教育課長 小中学校における春休み期間の学校運営等について、小中学校における入学式（始業式）の今後の対応について説明する。

古谷委員 衛生面での配慮について、マスクが手に入らない生徒やアルコール消毒液の確保について問う。

教育長 マスク、消毒液は、国から県を経由して届くようになっているが、それがいつ届くようになるかは未定である。今のところは、市の危機管理部門で管理しているマスク、消毒液があるので、多くの市民が利用する施設には優先的に配布していくことにしている。

小中学校には、マスクを着用せずに登校する児童・生徒や保護者等も想定されるので、優先して市が管理しているマスクを配布することとしている旨答える。

樋口委員 昨日、三瓶中学校の卒業式の模様がCATVで放送されていたが、全員マスクを着用していた。学校が再開することは嬉しいことなので、説明のあった内容を守れるように市全体で対応していただければと思う。しかし、学校に行ったらマスクをもらえるということになってもいけないとも思う。表現が難しいとは思うが、可能な範囲で各家庭において確保してもらうこと、貴重なマスクなので大事に使ってもらうことをお願いしてもらえたたらと思う。

また、部活動の再開は良いことだと思う。子どもたちは体を動かすことで学習意欲も湧くと思う。実際に運動場が開放となった後、子どもたちが昼間に体を動かすと、机に向かって学習する時間が増え、良い方向に向いているという保護者の声を聞いていた旨述べる。

教育長 入学式の対応についてはいかがなものか。卒業式においては、在校生が参加したのは、多田小、石城小、惣川小、大野ヶ原小、三瓶中学校の比較的規模の小さい学校となっている。入学式の対応について、他市町の情報は、まだ入ってきていない旨述べる。

樋口委員 三瓶中学校の卒業式においては、椅子の間隔を相当広げて対応されていた。そのような対策を含めて説明のあった内容で、可能な限り学校別の対応で良いと思う旨述べる。

平岡委員 まだ油断できる状況ではないと思うので、説明のあった対応案のとおりで良いと思う旨述べる。

スポーツ・文化課長 社会体育施設（小中学校の体育館を含む。）の今後の対応について説明する。

生涯学習課長 公民館（教育保健センターを含む。）の今後の対応について説明す

る。

- 樋口委員 貸室等の利用人数の制限は難しく、この部屋に何人までといった線引きは出来ないと思う。学校と同様の注意事項を徹底して守ってもらった上で、利用してもらうことをお願いすることで良いと思う。特に手洗いを徹底してもらった上で、アルコール消毒をすると効果的と言われている。まだ油断できる状況ではないので、そのことも周知していただきたい旨述べる。
- 教育長 現状において、すべてを普段通りという訳にはいかない。施設利用において、絶対に守ってもらわないといけないことは明確に提示しなければならないと思っている旨述べる。
- 平岡委員 特に小中学校の体育館は、夜間や土日に一般の利用があるため、利用前後には手洗いを徹底することを明示してもらえたと思う旨述べる。
- 樋口委員 施設内で、飲食を行う申し込みはあるのか問う。
- 生涯学習課長 現在、国からの通知においても会議後の懇親会は自粛するように示されているので、飲食については、控えてもらうようにすべきと思っている旨述べる。
- 教育長 公民館（教育保健センターを含む。）の今後の対応で、施設内での飲食は行わないことを追加する旨述べる。
- 樋口委員 体育館利用時の水分補給についても、共用容器では行わない方が良いと思う旨述べる。
- 教育長 社会体育施設（小中学校の体育館を含む。）の今後の対応で、水分補給も共用容器では行わないこと、各自で持参することを追加する旨述べる。
- スポーツ・文化課長 ギャラリーしろかわ・文化の里関連施設等の文化施設について、文化会館についての今後の対応について説明する。
- 三瓶教育課長 三瓶文化会館の今後の対応について説明する。
- 教育長 個別の事案については、それぞれ協議の上、対応する旨述べる。
- 全委員 特になし。
- 生涯学習課長 図書交流館についての今後の対応について説明する。
- 全委員 特になし。
- 教育長 全体を通しての意見を求める。
- 樋口委員 文末にある、現時点での状況であることと、状況によっては、対応を変更する場合があるという表現はあった方が良いと思う旨述べる。
- 酒井委員 小中学校の登校日を設けた場合の衛生面での配慮について、検温による体調の確認とは、体調が悪い時だけなのか、それともあらかじ

め検温をして登校することなのか問う。

学校教育課長 あらかじめ家庭で検温をして登校することである旨答える。

教育長 市教育委員会として現時点では、説明した内容の対応で良いか問う。

全委員 異議ない旨答える。

7 閉会

教育長 午後4時26分閉会を宣する。

議事録署名

以上、令和 2 年第 3 回西予市教育委員会定例会の顛末を記録して相違ないことを証明する。

令和 2 年 4 月 28 日

教育長

松川 伸二

教育委員

木道口 美和

教育委員

平岡 長治

教育委員

古谷 和彦

教育委員

酒井 郁子